

令和3年度

南三陸町議会会議録

12月会議	12月7日	開	会
	12月13日	散	会

南三陸町議会

令和3年12月10日（金曜日）

令和3年度南三陸町議会12月会議会議録

（第4日目）

令和3年12月10日（金曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
会計管理者兼会計課長	三浦浩君
総務課長	及川明君

企 画 課 長	佐 藤 宏 明 君
企画課震災復興企画調整監	桑 原 俊 介 君
管 財 課 長	阿 部 彰 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 正 文 君
保 健 福 祉 課 長	高 橋 晶 子 君
環 境 対 策 課 長	糟 谷 克 吉 君
農 林 水 産 課 長	大 森 隆 市 君
商 工 観 光 課 長	千 葉 啓 君
建 設 課 長	及 川 幸 弘 君
上下水道事業所長補佐	遠 藤 和 美 君
歌 津 総 合 支 所 長	三 浦 勝 美 君
南三陸病院事務部事務長	後 藤 正 博 君

教育委員会部局

教 育 長	齊 藤 明 君
教育委員会事務局長	菅 原 義 明 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	男 澤 知 樹 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	男 澤 知 樹
次 長 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	高 橋 伸 彦

議事日程 第4号

令和3年12月10日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 発議第 8号 町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会設置にかかる決議
について
- 第 3 町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会委員の選任について
- 第 4 議案第56号 令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）

- 第 5 議案第 37 号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 38 号 南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 39 号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 40 号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 41 号 南三陸町東日本大震災伝承館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第 10 議案第 42 号 東日本大震災による災害被害者に対する物品の譲与に関する条例を廃止する条例制定について
- 第 11 議案第 43 号 工事請負契約の締結について
- 第 12 議案第 44 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 13 議案第 45 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 14 議案第 46 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 15 議案第 47 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 16 議案第 48 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 17 議案第 49 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 18 議案第 50 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 19 議案第 51 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 20 議案第 52 号 工事請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 13 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

12月会議4日目でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、本会議を再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

上下水道事業所長が欠席する旨の申出があり、代わりに上下水道事業所遠藤所長補佐が出席しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、11番三浦清人君、12番菅原辰雄君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 発議第8号 町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会設置にか かる決議について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、発議第8号町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会設置にかかる決議についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） ただいま議会事務局長をして朗読説明のとおりでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより発議第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会委員の選任について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま上程されました特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において、議長を除く議員全員を特別委員会委員に指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、議長を除く議員全員を町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会委員に選任することと決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時05分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任された旨、委員長から議長に報告がありましたので、その結果を報告いたします。

委員長に菅原辰雄君が、副委員長に後藤伸太郎君がそれぞれ就任されました。

日程第4 議案第56号 令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第56号令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第56号令和3年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として実施する子育て世帯臨時特別給付金に係る所要額を計上したほか、東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業補助金に係る積立金等を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（及川 明君） おはようございます。

それでは、議案第56号令和3年度南三陸町一般会計補正予算（第5号）の細部説明をいたします。

補正予算書の2ページを御覧いただければと思います。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億2,525万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ143億154万2,000円とするものでございます。補正額を加えまして、通常分が95億9,939万6,000円、率にしますと67.1%、東日本大震災復旧・復興分が47億214万6,000円、率にいたしますと32.9%となっております。

次に、3ページからの第1表歳入歳出予算補正について、款ごとの構成比を申し上げます。

まず、歳入です。

9款地方特例交付金0.1%、10款地方交付税30.0%、14款国庫支出金28.3%、15款県支出金5.9%、17款寄附金2.6%、18款繰入金5.3%、20款諸収入1.5%、21款町債7.6%、最後に補正されなかった款項に係る額が18.7%となっております。

次に、4ページになります。

歳出でございます。

1款議会費が0.8%、2款総務費34.7%、3款民生費13.9%、4款衛生費9.6%、5款農林水産業費4.4%、6款商工費4.1%、7款土木費5.1%。

5ページに参りまして、9款教育費6.7%、10款災害復旧費3.3%、12款復興費2.5%、13款予備費が2.0%、最後に補正されなかった款項に係る額が12.9%となっております。

続きまして、6ページを御覧いただければと思います。

第2表の債務負担行為補正でございます。

5つの業務の追加でして、いずれも実質令和4年度当初から開始する事業でございます。令

和3年度中には業者選定などの準備行為を行うものでございます。

上段と2段目及び最下段の業務につきましては、役場、総合支所、総合ケアセンターの施設管理業務で、実質令和4年度から3か年の業務でございます。

4段目の高校魅力化推進業務につきましては、同様に実質3か年の業務でございます。志津川高校内に設置している公営塾志翔学舎の運営や魅力化のコーディネートなど、志津川高校魅力化を推進する業務でございます。

次に、7ページをお開き願います。

第3表地方債補正でございます。

2つの事業の補正となります。

1つ目の公共土木施設災害復旧事業につきましては、歳出の10款災害復旧費に計上しておりますが、台風19号による桜葉川の河川災害復旧工事に充当するための借入れでございます。

2つ目につきましては、地方交付税が確定したことにより、発行可能額に変動が生じたことから減額補正するものでございます。

続いて、予算の詳細を説明いたします。

11ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

10款1項1目地方交付税補正額1億8,470万4,000円は、令和3年度の普通交付税確定による増額補正でございます。

14款1項2目衛生費国庫負担金と、12ページになりますが、3目衛生費国庫補助金は、それぞれ3回目の新型コロナウイルスワクチン接種などに係る国庫の負担金、補助金でございます。

12ページの14款2項2目2節児童福祉費国庫補助金、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金につきましては、国の経済対策に係る子育て世帯支援のための1人当たり5万円の給付金とその事務費相当額に係る補助金でございます。

続いて、5目土木費国庫補助金1節住宅費補助金6億8,001万2,000円の増額は、災害公営住宅家賃低減事業と低廉化事業の令和3年度分の補助金でございます。

15款2項5目1節商工費補助金500万円は、新型コロナウイルス感染症対策対応に係る県からの補助金でございます。

13ページに参りまして、17款1項2目1節総務管理費寄附金1,500万円の増額は、ふるさと納税寄附金につきましては、今年度当初予算見込額3,500万円に対し、上積みされると見込まれ

ることから増額補正するものでございます。

次の18款1項2目公共下水道事業特別会計繰入金は、公共下水道会計の2年度決算に伴います繰越金など余剰分を一般会計へ戻し入れるものでございます。

同じく18款2項6目地域復興基金繰入金は、事業の進捗状況に合わせて、伊里前のハマーレ南側の整備事業に係る確定測量業務に充当する分を減額するものでございます。

20款4項2目1節総務費雑入523万2,000円は、サマージャンボ宝くじの売上げを財源とした宮城県市町村振興協会からの新型コロナウイルス感染防止事業の支援金でございます。

14ページの21款町債につきましては、地方債補正で御説明したとおりでございます。

続いて、15ページからの歳出となります。

15ページ、2款1項5目財産管理費24節積立金8億1,458万2,000円は、歳入でも触れましたが、災害公営住宅に係る家賃低減事業、低廉化事業に係る補助金に震災復興特別交付税分を加えまして、公共施設維持管理基金として積み立てるものでございます。

16ページ、12目のまちづくり推進費の7節から24節につきましては、ふるさと納税寄附金の増額に合わせて、返礼品などに係る所要の経費を計上するものでございます。

17、18ページは、執行状況に応じた整理的意味合いの過不足の調整が主な補正となっております。

次に、19ページになります。

3款2項1目19節扶助費7,500万円は、子育て世帯臨時給付金として、国の経済対策に伴い、子育て世帯の支援金としてゼロ歳から高校3年生までの子供1人当たり、まずは5万円の現金を速やかに給付するための予算を計上しております。給付対象者といたしまして1,500人分を見込み、全額国費で措置するものでございます。

19ページの下段になります。

3款2項5目保育所費と6目こども園費の14節工事請負費につきましては、議会からの御指摘もございまして、未設置であった戸倉保育所、名足こども園に防犯対策として防犯カメラを設置する費用を計上するものでございます。

次に、20ページになります。

4款1項2目10節から17節は、3回目の新型コロナワクチン接種に要する所要額を計上しております。

21ページになります。

5款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金850万円は、新型コロナウイルス感染症

の影響による米価下落に伴う稲作農家支援のための補助金でございます。30アール以上耕作している稲作農家に対し、経営継続の支援といたしまして10アール当たり8,000円を支援するものでございます。

22ページから24ページは、コロナ対策関連の事業の実績や各種事業の執行状況による整理が主なものでございますが、23ページの7款2項2目道路維持費の14節工事請負費につきましては、町道新田線道路維持工事のほか、通学路の区画線の補修工事に係る予算となっております。

25ページになりますが、10款2項2目河川災害復旧費は、地方債でも御説明いたしましたが、普通河川桜葉川の河川災害復旧工事に係る予算でございます。

その下の12款1項2目地域振興費12節委託料の減額は、歳入でも御説明いたしましたが、伊里前南側の整備事業の進捗状況に合わせ、確定測量分を減額するものでございます。

最後に、13款予備費につきましては、財源調整のための補正でございます。

以上、細部説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。11番三浦清人君。

○11番（三浦清人君） おはようございます。

21ページの850万、この米価の下落によりましての補助金というところであります。説明を聞きますと、30アール以上の作付で販売農家というようにお話でありました。10アール当たり8,000円。聞きたいのは、例えば、29アールで販売している農家、30アール以上でも販売しない農家、この販売先というのはJ Aという解釈でよろしいのかどうかです。よく個人が頼まれて販売している方々もおりますんで、その販売先というのは固定されているのかどうかということです。前の一般質問でしたか、町内で対象になる面積が全体で30以上の販売農家が147戸、104ヘクタールというようにお話でありましたので、その対象外になる、一応線引きは何でも必要なんです、30アール以上の販売農家とJ Aに、その外れた農家の戸数と面積はどれぐらいになっているのかというのをお聞かせください。

それから、我が町、町長何度も言っていますよね、第1次産業であります。今回は米価の下落による補助金ということですが、御案内のとおり、昨今漁業ですね、漁業。特にサケ漁の不漁ということで、漁業者大変な状況下に置かれておるわけでありまして。特に漁船漁業あるいは定置漁業者、事業の継続ということも非常に今岐路に立たされている状況の方々

がおるようです。この漁業者に対する支援というものを、町長どのお考えでしょうか。できれば、追い打ちをかけるような燃料の高騰ということも今、新聞、テレビ等で報道されておりまして、県内でも燃料費に対する補助金も打ち出しているところもあります。特に我が町、水産の町でありますので、その事業の継続をしていただくためにも、ぜひ町としての補助というもの、支援というものを考えていただきたいというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） おはようございます。

まず、販売先についてなんですけれども、30アール以上の対象世帯については147戸で、そのうちJAに対しての販売については53戸というふうになっております。それで、JA以外につきましては、こちらとしても把握はできておりませんが、それぞれ相対で様々な流通経路を使って販売しているというような状況でございます。

29アール以下の方々につきましては、線引きということなんですけれども、大体その農業経営として、農業で成り立つ農業面積というのは大体30アールからというふうに言われておりますので、その辺で線引きをさせていただいたというところでございます。

それから、対象外、全農家からこの対象世帯を引いた数なんですけれども、今回対象となっておりますのは119戸となります。面積については34ヘクタールという形になりますので、対象戸数は多いんですけれども、面積はかなり低くなるという形になっております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 水産の件につきましては、今、三浦議員おっしゃったとおりでございます。大変厳しい状況だということは十分に皆さんも御承知のとおりだと思います。

実は、燃油の高騰の部分については、内々議論はさせていただきました。いずれそのうち地方創生交付金がまいりますのでその際に支援をしようということで、話としてはそういうふうになっておりますので、いずれそういった支援の在り方ということについては検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 国の補正予算の中で、エネルギー高騰対策という部分がコロナ予算の中で反映されておりますので、今、町長申し上げたとおり、国の予算の動向をこちらとしても考えながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 議事進行についてですけれども、歳入歳出一緒についていう議長の報告だったんですけれども、それぞれ歳入と歳出別に分けてやっていただきたいと動議を提出いたします。

○議長（星 喜美男君） このボリュームで歳入歳出別にするって、賛成者はいますか。（「なし」の声あり）ほかにないようですので、一緒に行ってください。6番後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） では、歳入歳出一括でお伺いします。歳入は特に聞くことないんですけれども。

15ページです。総務費の中に公共施設維持管理基金への積立金がございます。8億。現在の8億積み立てた後の総額幾らになっているのかお伺いします。それが1つ目です。

もう一つは、23ページに、先ほど少し説明がありましたが、町道修繕工事、これどこかなというふうに聞こうかなと思ったんですが、新田線、入谷のほうですかね。お伺いすると、その道路が大分状況が悪い、除雪等も大変だと伺いました。その除雪の、雪が降る時期までにそれが間に合うんだらうかというのが、工事が間に合うんだらうかというのが少し気になりましたので、その点どういうスケジュールなのかお伺いします。

それと、通学路の区画線だということです。具体的に子供たちの通学に危険な状態があるというふうなことなのか、その辺りを少し聞いてみたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 最初の御質問、公共施設維持管理基金でございますが、説明がちょっと不足していたようです。令和2年度末の基金の積立総額が35億299万円ほどとなっておりますので、合わせますと43億1,757万2,000円になる見込みでございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 2点目、3点目の御質問でございます。町道修繕工事でございます。

新田線の概要といたしましては、延長約100メートル、幅員約4メートルということで、舗装が現状、何ていうんでしょうか、わだち掘れということではないんですが、車が歩くわだち部分が下がったために、どうしても中央部分が盛り上がったわけではないんですが、ちょっと盛り上がったような状況に見えると。一般車両の通行も今後考えますと、車の底をこするとか、そういった可能性もありますので、近々にちょっと必要だということで計上させていただいてございますし、あとは除雪というお話ございましたが、まさにおっしゃるとおりで、真ん中が高いもんですから、除雪をしても両サイドが掃けないというような状況でございまして、本来であればちょっと、もっと早い時期に把握していればやるべきだったという

ふうに認識はしてございますが、今回予算のほうをお認めいただいた後には早々に発注をしたいということでございます。

それと区画線の修繕でございますが、こちらのほうは教育委員会部局さんのほうと一緒に学校周辺、当課の職員が同行して一応調査をさせていただきまして、白線が大分ちょっと切れていたり、なくなっていたりということで、やはり車両の通行帯ということで外側線引いておりますので、やはり児童生徒さん方の安全確保のためには明確にきっちりと分かるように引きたいということで、こちらのほうにつきましては、4路線ほどちょっと考えてございまして、延長いたしますと700メートルほど、外側線のほうの修繕をしたいというような内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 公共施設維持管理基金、ずっと積み立ててきております。長いスパンで、いずれ一斉に整備した公共施設が一斉に大規模改修が必要になるところに積み立てていくものですので、当初の、私この設置条例つくったときから、大体年間2億とか3億ぐらいずつじゃないですかねって言っていたのが、すごく、極めて順調に基金の高が積み上げられているというふうに感じておりますので、引き続きその法制度、財政の状況見ながら管理していただく必要があるなというふうに思っております。

2つ目の町道については、もうちょっと早い時期だったらよかったということですが、まあ鋭意努力いただく必要があるかなと思います。

3点目です。通学路に対しての危険箇所、子供の安全を守るというのはやっぱり大人の責任だなというふうに思いますし、学校関係、地域、それから教育委員会含め、みんなで取り組んでいかなければいけないことではありますが、そういった場所があるところを子供を徒歩で歩かせる、スクールバスをなくして徒歩通学に切り替えていくという段階に来ているというようなお話がこの議会の中でも何度か聞かれました。具体的に言えば、戸倉方面と歌津方面なわけですけども、地域の御父兄、それから地域の大人たち含めて、本当にスクールバスなくなって大丈夫でしょうかという声はかなり強く大きく上がっているというふうに聞いております。特に荒町地区、西戸地区、黒崎、これあえて言えば、学校が、自分の住んでいる場所は変わっていないのに、学校が遠く高く場所が変わったんです。そういうのはほぼそこだけです、町内で。あとは震災によって低地部に住めなくなったので高台に引っ越した結果、その居住している方々が引っ越した結果、学校が結果遠くなってしまったということはあるんですけども、もちろん安全な場所に学校を造る必要がありますので、今までのところに

造ればよかったのには申しませんが、やっぱりその通学するためにかかる距離が長くなってしまった子供たちに対しての特段の配慮、これは当然必要なのではないかなと思います。バス出せないんでしょうか。代替案示されておりますし、地域の住民の方との情報交換もなさっているようでございます。その場にもおりましたが、皆さんにとってはある種怒号といえますか、怒りの声に聞こえたかもしれませんけれども、私にとっては、あれは保護者の皆さんの悲鳴に聞こえました。切なる願いだと思います。子供の安全を何とか守りたいんだと。そのためにもう少し別な方策があるんじゃないでしょうかと。これぜひ、町長含め、教育長含め、もう一度考えていただきたいと私は思うんですけれども、スクールバス廃止、まあ終了ですね、震災によるスクールバスの終了に伴うその後の通学の安全性の確保、もう一つ考えていただきたいと思っておりますけれども、その辺りいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） ただいま、最後のスクールバスということに関しまして御説明させていただきたいと思っております。

議員お出になった説明会、私も同席をしておりました。その際にも申し上げましたところではありますけれども、確かにお住まいになっている方からすれば学校が遠くなったということは事実だと思います。そのこともお話をさせていただきました。学校を安全なところに建てたことには全く異論はないんですけども、遠くなりましたということでございます。

ただ、遠くなったのでバスを出しますということには、イコールにはなりませんというお話もさせていただきました。なぜかといいますと、確かに遠くなりましたけれども、ある一定の距離の中には当然入ってございますし、もともとそういう距離を通学していらっしゃる町内にはお子さんもいらっしゃいます。ただ、そこで、何といたしましょうか、そういった事務的なお話ということでもなく、我々としたしましては、スクールバスというものについては今回見直しをし、従前の町としてのお約束でございました学校統合によるものは当然存続いたしますけれども、震災の部分については一定の工事の終了を見て、とともに、一部残るところは、一部残るとするのは今工事がまだ終わっていないというところですが、そこ以外については終結をさせていただきたいと。ただ、あそこに、ですので、すべからく歩いてくださいということでもなく、例えば、自転車であったり、あるいは乗合バスの調整ということについては、我々も誠心誠意頑張らせていただきますというお話をさせていただいております。なかなかすぐその場で相分かったということにならないところもございまして、何とか御理解をいただくように今後とも調整のほうをさせていただきたいと思っております。

りますし、それから、あと安全という部分については、様々なところから御意見いただいておりますけれども、安全な登校ということに関して、決して御父兄の皆さんに負担がかかりませんとは申しておりません。負担はお願いすることになりますというふうなことをあえて申し上げた上で、大人が、地域も含めて全体で、我々も頑張りますけれども、その中で何とか子供の安全を確保できませんでしょうかというお話をさせていただいておりますので、なお議員御指摘いただきました、何とか両者折り合って合意が取れますように、何度もお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 事務局長のお話は一定程度理解する必要があるというか、するところでもあります。町長と教育長のお言葉がなかったところが少し寂しいなと思っております。

荒町の方々、1時間以上かかるそうです、子供の通学に。浸水域なんです。折立のあの橋から先はある程度高くなっていて、防潮堤と同じぐらい高いところですので、いざ何か大地震があったときにここに逃げるといようなことも考えやすいですし、過去の津波の教訓から考えれば、ある程度安全ではあろうと思います。ただ、そこから先、戸倉駅のほう下りていくと、震災前の地盤だからです。そこを何十分か歩かなければいけない、子供たちだけ。1年生も2年生も。民家がありません。夜遅く帰るってということはないと思いますから、朝だったりと思っておりますけれども、大人の人目が届かないところを子供たちだけで歩いて学校に通う。これ心配するなというほうが無理だろうと思います。おっしゃるように、4キロ圏内に入っていたりするということですので、同じぐらいの距離を歩く子供たちはほかの地区にもいらっしゃる。その子たちの安全ももちろん考えなければいけません、一定程度大人目のあるところ、人の住んでいるところの目の前を歩いて通学していく、下校してくる、それとは明らかに状況は違うというふうに思っております。なので、統合した結果、移動に困難が生じたのでスクールバスで対応したい。もう準統合ではなかろうかと思うんです、荒町に関しては。そこに今、政治的なといいますか、行政としての判断をもう一步踏み込んでいただきたいというふうに私は考えております。

地域の皆さんとも意見交換しながら、情報交換しながら、ここは納得していかなければいけないということが私のほうでも腑に落ちれば、そのように働きかけていきたいなというふうには思っておりますが、いかんせん現状を鑑みると、乗合バスを2便回す方法よりも、もう少し大きいバスで1回で戸倉小学校まで届けてあげる、そこを何とかできないのかなというふうに痛切に感じております。2便出す、小さいバス、乗合バスになるそうです。大体乗車

定員が、ちょっと細かい話ししますから。乗車定員が9名、乗る子供たちは最大16人いるそうです。1便じゃ間に合わないのので2便です。ただ、町の乗合バスですので一般の人も乗ります。例えば、お年寄りが病院に行きたいと5人乗ったら、子供は3人余ります。お家に帰っておうちの人に送って行ってくださいということにならざるを得ないそうです。それを聞いたら、地域の大人たちは子供を押しつけてバスに乗るだろうか。乗らないと思います。病院に行くのをやめると思います。

そういったことも含めて考えれば、今までのバスを、小学校が統合された結果に関しては責任を持ってバスを出しますと。だけれども、今回統合ではないので違う方法を考えたいというその考え方自体は分からなくはありませんが、別な方法を模索すべきではないかなというふうに思いますけれども、もう一度お伺いいたします。そのお考えはないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） バス2台でなく1台でというふうな御要望はその場でもお伺いいたしました。ここの部分については、我々も、実際には乗合バスになりますので、その部分については、現在でいえば民間の事業者さんに御対応いただいている部分です。民間の事業者さんとの、そちらの都合もございますので、今関係している企画課と相談はさせているところではありますけれども、なので、今この場ですぐ、はい、そうですねというふうな御回答はなかなか正直できません。ただ、何度も申し上げるようですけれども、折り合えるところを何とか探していきたいと。子供の安全を守りたいというのは、決して我々が保護者に劣っているものではございませんので、そこは何とか折り合える線を、そしてお互いに努力といいますか、力を出せるところを力を出して、もちろん御負担もおかけすることになるかもしれません。我々も頑張りますけれども、そういったところをぜひ探してまいりたいと思っておりますので、何とも今すばっと答えられないところではありますけれども、本日のところは御理解をいただければということでございます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。

災害対応スクールバスが終了するというところで、徒歩、自転車、乗合バスあるいはBRTと、様々な通学方法で進めていきたいと思いますという基本的な考え方で進んでおります。今、御指摘がございました荒町地区、西戸、それから黒崎ということでございますが、それ以外にも歌津地区でも様々な御意見を頂戴しておりますので、この件に関しては、この荒町地区に関して特定のということではなくて、全ての地区においてスクールバスから、災害対応のスクー

ルバスからそれが終了した暁の乗合バス等々については、鋭意関係団体さんと協議をしてくまきて、荒町地区も、さらには歌津地区の皆様方も御理解いただけるように進めてまいりたいと思っておりますので、今後とも何かございましたら、またいろいろと情報を教えていただきまして、安心して登校できるように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 乗合バスのほうの運行は当課のほうで担当してございますので、既にお話しいただいている内容について、教育委員会からは相談を受けまして、担当レベルではもう議論を始めてございます。当然に、調整すべき項目が多いということと、議員、先ほど御要望と御意見の中にもあったように、人数が増えるということになると車両の手配も始めて、様々な調整が必要になってございますので、できる限り対応できるように調整を図っていききたいというふうには考えてございますが、もう少々お時間をいただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計補正予算の質疑を続行いたします。ございませんか。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。

6ページです。債務負担行為補正が出ております。それぞれ本庁と支所との3年から6年まで、3,330万、3,150万で、これ3年で割ると約1,000強ぐらいなんです。これを交付税から漏れたものを債務負担行為していると思われますけれども、6年までとったってということ、その後はどういう取り方をするのか、その辺と、3つ目の滞納管理システム債務業務、これシステム改良だと思われますけれども770万、2年度で取っております。住宅公社にこの滞納整理も委託している、毎年7,000万かけて委託しているはずですけども、滞納管理のシステムをどのような業務をやっていくのか。その中身と、この住宅公社との絡みですね、その辺はどのようなになっているのかお伺いたします。

それから、高校魅力化推進業務、3年から6年まで6,900万で、3年で割ると大体2,300万ず

つななんですけれども、これは6年度で終わるのかどうなのか、その辺と、それから、支所と同じくケアセンターの管理業務です。これも3年から6年までということで、これも今後、これは額が上がる可能性が、管理委託なのでどのように推移していくのか、その辺もお伺いいたします。

それから、11ページの14款国庫支出金国庫補助金の中の総務管理費補助金1,357万7,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1人5万円、先ほどの説明ですと1人5万円。これは1回分なんですけれども、2回で10万ということなんですけれども、2回目の配付については地方自治体に任せるっていうような国の話ですけれども、当町としては現金、町民のことを考えると現金給付がいいということをお伺いしておりますけれども、2回目の給付、それはどのような配付になるのか、その辺をお伺いいたします。

それから、12ページ、土木費国庫補助金の中の6,800万、東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業補助金、これ基金に積むようなんですけれども、今10年過ぎて家賃の補助がなくなって、入っている人たちはすごく高くなったっていう町民の声が多うございます。そうした中で、基金に積むのでなくて、そういう人たちのためにこれを補填するというような、そのような考えがあるのかどうかお伺いいたします。

それから……それから……。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、取りあえず3つ、3問。

○8番（及川幸子君） いや、もっとあります。もっとあります。

それから、21ページ、衛生費、塵芥処理費の中で146万4,000円減額補正になります。今、大丈夫かなと私、この30万弱だけを残して146万を減額するっていうことはどうなのかなって心配があります。というのは、昨日の朝、地元の人たちからアマモという草がここ何週間岸壁に寄ってきて、それを毎日取り方して、トンバックっていうんですかね、大きい袋、袋に四、五十上がっているんです。その処分を昨日農林水産課長にもお話しましたけれども、それをどのような処理、環境衛生のほうでそれを処理してもらわなきゃいけないんですけれども、今後起こり得る、3月までまだ年度内あるわけなんですけれども、何が起きるか分からない、アマモのほかに流木もいっぱい上がっていました。そういうのを処理するためにも、この残額30万で足りるのかなという思いがいたします。そこでお伺いします、それ。これで大丈夫なのかどうかっていうことをお伺いします、併せて。

それから、22ページの19、水産業振興費700万の減額です。そして、この商工振興費の中で扶助費1,530万減額でございます。これを見ますと、コロナ対応についての支援金の減額のよ

うですけれども、これ見ますと一般財源が多うございます、減額の中身見ますと。これの現在額、この補正額を引いた減額について、この中に一般財源がどれほど含まれているのか。このように700万を減額するっていうことで一般財源が2,000万を減額しております。その内容をお伺いいたします。そしてさらに、その計について1億2,300万あるんですけれども、その中には一般財源がどの程度入っているのか、それ、商工振興費も同じです、19の扶助費。その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 6ページの債務負担行為の中で役場本庁舎の施設管理業務、令和3年度から令和6年度まで3,330万という形で今計上させていただいておりますけれども、こちらは令和4年度から令和6年度まで3か年分の委託という形で、それを過ぎましたならば、また同じような形で3年後に債務負担行為を設定させていただきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 総合支所長。

○歌津総合支所長（三浦勝美君） 歌津総合支所の施設管理業務も同様でございます。3か年、6年度までの内容になっておりますし、またあとその辺の、7年度からの経費についても推計しながら予算化していきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 総合ケアセンター南三陸の施設管理業務につきましても、令和4年度から6年度までの3か年分の債務負担のほうを計上させていただいております。今回2,000万ほど前回よりも上昇しているのは人件費の高騰ということになっております。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 高校魅力化推進業務につきまして、この後も令和7年度以降も続くのかということなんですけれども、まず、全国募集の受入れが令和5年度から5年間ということでモデル校指定になることになってございますので、令和9年度まではモデル期間として実施することになってきます。まず、今回債務負担ということで令和6年度まで取らせていただいておりますけれども、これ以降、ここで一度評価、この取組について評価して、それ以降、7、8、9というのを同じように債務負担行為で取っていくのかと、あとは単年度で取るのかとか、そういったところは検討していくことになるかと思いますが、いずれにしても令和9年度までは少なくともモデル校として実施することになります。

○議長（星 喜美男君） 建設課長かな。農林水産、違うの。（「企画課」の声あり）滞納……
（「滞納管理システム」の声あり）企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） すみません、滞納管理システムのちょっと内容について、今手元に資料がございませんので、申し訳ございませんが、後ほど答弁させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 5万円給付の関係ですが、及川議員、11ページの1,300万とお話ししました、これは違います。5万円給付に関しては12ページで児童福祉費補助金の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金、こちらのほうで5万円の給付ということになりますので、間違いのないようお願いしたいと思います。

御質問の2回目ということですが、今、開会中の国会でも大分このクーポンに係る事務費、これ970億もかかるということで大分非難が出ております。政府のほうも方針を少しずつ変えてきているということでございますので、基本決まればですが、基本、町のほうとしての考え方とすれば、2回目も現金で給付をしたいというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、住宅費補助金、基金に積み立てないで家賃のほうに還元できないのかという御質問でございますが、これは過年にたしか一般質問だったと記憶してございますが、低減化、低廉化に係る補助金につきましては、今後その住宅等が年々劣化とか、損耗してくるという中で補修をしていきますと、耐用年数中にほぼほぼもうゼロになってしまいますということで、ちょっと今後の公営住宅のほうの在り方を考えたときに、確かに家賃を減免ということで住民サービスの一つにはなるんですが、やはり公共施設としてのしっかりした機能を維持するためには、それに充てる財源が必要だということで、今のところはこの低廉化、低減化に係る費用につきましては家賃の減免のほうに持っていくという考えはございませんし、それと、あと10年で低減化、確かに終わります。ただし、町単独事業といたしまして、8万円以下の世帯の方々ですね、政令月収の方々につきましては、退居されるまで減免措置を継続するというところで制度化されてございますので、その辺も御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（糟谷克吉君） それでは、21ページ、海岸漂着物等の処理委託料についての質問にお答えさせていただきます。

今回の減額補正につきましては、県の交付金が決定されたことによって減額をするものでご

ざいます。先ほど、議員、残り30万で大丈夫かというお話でございましたけれども、当初で事業費は731万を予定しております。それから146万4,000円減ということで584万6,000円の事業費は残っております。ちなみに、昨年度、令和2年度につきましては、処理量が41.3トンで、今年は一応70トンの量を処理するということで計画をしてございます。去年、今年としけが思ったより少なく、量的には例年よりは少なくなろうかと思っておりますけれども、去年の40トンに対して今年70トンの予定で準備をしております。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 22ページの水産振興費の一般財源の部分の減額なんですけれども、これ、我々担当部署とすれば単純に700万円、これが減額になったということなんですけれども、この一般財源の部分につきましては、コロナ枠全体の財源調整の中で減額をされていると思っておりますので、担当部署とすればそういう認識でおるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 同じく商工費の1,530万でございます。今、農水課長話されたとおりなんですけれども、結局その国庫補助金、県補助金として入ってきた部分に一般財源を上乗せして事業を行っております。これまでコロナ対策事業、様々な事業を行った中で国から、県から頂いたお金を返す前に、当然一般財源で調整していますので、その分を減額するという、まあ財政上のテクニックというふうなことで認識いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 22ページの水産振興費、それと商工費の関係の一般財源の減額につきましては、当初予算立てするときに、事業費に対しての国庫補助金の想定額にプラスして一般財源をつけておりますので、今回事業の確定により全体が減額になったときに、国庫補助金等を除いた一般財源分が主に減額になっているといったようなものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 後ろから行きます。

22ページ、ただいまの説明ですと、補助金に一般財源を上乗せしてそれを振り分けた、早い話はそうなんですけれども、今返す、結果論ですけれども返すようになりました。じゃあ最初から一般財源を残して、その補助だけでやれなかったのかって思いますけれども、そういう工夫っていうものができなかったのか、その辺。要するに、一般財源、今後何に使うか、急遽使うことがなる、そうした場合に困るので、できるだけ国から来たお金で、県、国から来たお金でやりくりをできなかったのかっていうことです。

それから漂着物については、ということは、この補正の額、補正額計、現在額計を現在額と私は読み取っていますけれども、それではなくて、586万あるっていうことの説明でしたけれども、こういう表記でちょっといいのかなと、私ちょっと疑問が残るんですけども。この中に586万っていうことで安心しましたので、40トン昨年は見ていて今年は70トンということなんですけれども、農林水産課長には話しましたけれども、連携を取りまして、今海岸に上がっている漂着物もこの塵芥処理費で処理していただきますようお願いいたします。

それから、19ページの子育てで5万円。私の言い方が悪かったようで、ページ数の言い間違いでした。

それで、2回目も5万円現金給付ということで町長の答弁をいただきました。町民の人たちは券でもらっても使い道もいろいろ困惑していますので、そのような方向でぜひお願いいたします。

それから家賃です。低減化事業で、先ほどの課長の説明ですと、10年までは低所得者に対しては退居までそういう特例があるということで安心しました。やはり急に家賃が切れると上がるものですから困っておりました。では、そういうところをこういう救済があれば助かりますので、これを利用していただきたいと思います。

そして、私そのほかに心配するのが、公共施設の維持管理っていうことで歳入の基金に積むわけですけども、この公共施設っていうと、住宅だけでなくいろんな解釈があると思うんです。ですから、公共施設、住宅の公共施設っていうふうに入れたほうもまたいいのかなと思われまますけれども、私が心配しているような、ほかの公共施設に使う、基金として積み立てておいた場合、そちらの公共施設に使われるっていうような、そういう心配はあるのかなのか、その辺をお伺いいたします。

それから債務負担行為ですけども、この役場庁舎、本庁舎、ケアセンター、ずっとこれから維持管理していくわけですけども、この債務負担の場合、交付税算入も維持管理に含まれてきますけれども、それでこの額は今後ともずっと債務負担でいく計画になると思うんですけども、どの程度交付税算入見られているのか、ざっくりでいいです、管理業務、一緒でもいいです、その役場庁舎、本庁、支所、交付税算入が、それで足りないからこのぐらいの債務負担をするんですよっていうこと、分かるようにお示しいただきたいと思います。ケアセンターも同じです。

それから滞納管理システム、それは後でまたお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） いろいろちょっと御質問いただいたので漏れもあるかもしれませんが、まず22ページの、先ほどコロナ関係の考え方なんです、予算を計上するときに、一定の、これぐらいをやりましょうというボリュームの中で、国の補助金等で不足する部分が生じるだろうということで一般財源を充当しながら、やるべき政策的に決めた事業を実施しようとしたところ、結果として一般財源の持ち出しがある程度国、県等の補助金で賄われたからの減額ですので、初めからそれでやりくりしようじゃなくて、それを目的を達成するためにはそれぐらい必要だと。その見積りの中で国、県の補助金がこれぐらい、足りない部分を一般財源で充当したというものでございますので、そもそものちょっと予算の事業の考え方がちょっとずれているのかなというふうに思います。

それと、公共施設の維持管理基金につきましては、これは災害公営住宅中心に使っていくということは目に見えているものでございます。一番今後変動、維持管理費で変動が大きく見込まれるものは災害公営住宅ですので、その、例えば、入居者が少なくなって解体したほうがメリットがあるといったときには、その解体費とか、そういったものに使っていくというものでございますので御理解いただければと思います。

それと、債務負担行為と交付税の関係なんです、これは全くこの予算上では因果関係はございませんで、交付税措置につきましては様々な計数を掛け合わせて、うちの町ならばこれぐらい必要ですね、不足の部分を地方交付税等で補うといった仕組みの中でのお話で、債務負担行為につきましては、これから、来年度から向こう3か年維持管理をするに当たってのしるべきとして、今年度から入っていかなきゃいけないということで債務負担行為を設定しているものですので、そこは御理解をいただければというふうに思います。

それと、滞納管理システムにつきましては、ちょっと回答が滞っておりましたけれども、公営住宅の滞納とはまるっきり関係はございません。あくまでも町税等を中心とした滞納を管理しているシステムでございまして、町の情報システムの更新に合わせて改めて再構築をするための財務負担行為の設定というふうになっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、その債務負担行為なんですけれども、では、この3年間のほかに毎年経費が、維持管理がかかるわけです。その本質的な維持管理費用、本庁、支所、ケアセンター、年間どのぐらいの維持管理がかかるのか、その辺お伺いいたします。

それから、町税、今、滞納管理システムの業務、これは町税だけだっておっしゃられました。じゃあ家賃、住宅家賃はこれ別個、離れているっていう解釈でよろしいですか。住宅公社に

7,000万かけているから町税のこのシステムとは全然連動していないっていう解釈でよろしいのか、その辺お伺いいたします。

高校魅力化は分かりましたけれども、今後の推移として、高校、これから全国募集してやっていく。これからは人数にも関わって存続の計画が出てくるわけですけども、新しい、聞くところによりますと、今、体育館、校舎ではなくて体育館ですか、新しくなるっていうことで存続が、間違いなく存続できるっていうことのようにですけども、ただいま室長のお話ですと、その後も一回、5年、9年ですか、一回評価して、そしてまた続くようなお話でしたけれども、そのような解釈でよろしいでしょうか。一回評価終わった後もそこで、その辺お伺いします。

それから、家賃低減化は分かりました。そここのところですか。あとはいいです。その辺もう一度お願いします。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 本庁舎の維持管理に係る経費という形の御質問ですけども、現在、令和3年度の状況としまして、年間、消防設備、浄化槽、それから清掃業務等で約960万くらいの支出があります。また、それに加えて、エレベーターの保守管理で約85万、それから警備保障で43万ほどとなっておりますので、この債務負担以外に係る維持管理としましては約130万ほどという形になります。（「これは本庁舎だけ」の声あり）本庁舎のみです。

○議長（星 喜美男君） 総合支所長。

○歌津総合支所長（三浦勝美君） 歌津総合支所の管理業務でございますが、本庁舎と同様に、施設の保守管理業務、それから施設の警備業務、これは公民館も併設しておりますので日直や夜間日直の経費の人件費がございます。それから施設の清掃業務なども含まれて、大体総額で3年度ベースで大体900万、そして今回の債務負担の設定ですと1,000万、あくまで債務負担は上限ですので、これから下がっていくかと思われませんが、その設定としては1,000万ぐらいを計上させていただいております。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 高校魅力化なんですけれども、令和5年から令和9年まで県のモデル校ということで実施しまして、評価自体は県のほうで行っていただくこととなります。なので、一旦その評価はどういう評価いただけるかっていうところになりますけれども、精一杯頑張って生徒確保に努めてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。4番須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 19ページです。下段のほう、保育所とこども園の防犯に関してですけれども、早い対応で予算取っていただけてありがたいなと思っています。それから、以前子育て環境っていう部分で触れたときに、民間に対しての話でちょっとおかしいなと思うんですが、ただ、町の答弁としては、民間も公共も町の保育環境としてバランスを取っていくって御答弁いただいた経緯もございますので、民間に対しての補助的なお話とか、御検討なさっているのかどうかを1点確認したいと思います。

それから、この防犯っていう関連であれなんですけれども、先日町内の業者さんからさすまた30本でしたっけ、御寄附いただいたと思います。近隣のこども園であの事件が発覚してから2週間足らずの間での早い対応に物すごく感謝しているところはございますが、使い方であったりとか、その辺の対応も多分御検討されているかと思います。それと、あとそのさすまた以外に備え付けてある防犯グッズであるとか、そういった類いのものはあるのかどうかを確認したいのが1点。

あと、保育所関係に関しては、お散歩中とかの防犯対策ってというのはどのようになっているのか確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） ただいまの御質問ですが、今回防犯カメラの設置をさせていただきたく計上させていただきました。その中で、町といたしましても、民間の幼稚園、保育園等がどのようになっているか、防犯対策について確認をさせていただいたところでありませぬ。

ただ、防犯カメラにつきましては、あさひ幼稚園さんで早急に設置をしたいというような確認が取れております。補助につきましては、町のほうでも何か補助がないかということで確認をさせていただいておりますが、現在のところは補助事業のほうはございません。

あと、頂いたさすまたにつきましては、民間の保育園と幼稚園等も含めながら配付をさせていただきました。全部で、保育関係にいたしましては20本頂戴いたしまして、もともと準備をしていたところも数多くありましたけれども、そこにまた追加をさせていただきながらということで、設置本数がかかなり増えて、保育所のほうでもすごく助かるというようなことでした。

それから、あとは使い方の対応といたしましては、今回改まってはまだ開催はできていないんですが、それぞれの防犯対策を確認させていただいた中では、警察署のほうとかなり密接に連携を取りながら、御指導いただきながら、通常そのような対応を、訓練を行っている

ということです、近隣で今回のこのような事件がありましたので、なお一層各保育施設のほうでも強化していきたいというような旨は情報交換をしているところでもあります。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにごぞいますか。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、前議員も聞いた6ページ、債務負担行為について伺いたいと思います。

高校を魅力化ということで3年、1年当たり約2,300万という、そういうあれなんです、そこで伺いたいのは、課長の説明では、志翔学舎、その他の事業に使うということだったんですが、そこで確認したいのは、先ほどの質問でもあったように、全国募集に対するそういった経費っていうんですか、そういったやつも含まれているのかの確認、できれば簡単にその事業内容の内訳のようなものがこの場で確認できればと思います。

それともう一点、県のモデル校ですということなんです、そこで、モデル校になることによって県からの補助っていうんですか、そういったやつがあるのか、ないのか、見込めるのか、その点確認お願いしたいと思います。

2点目なんですけれども、ページ数12ページ、先ほど来の、今回の早めにこの一般会計の補正をするという意味で、給付金なんですけれども、ほぼほぼ分かったんですが、そこで伺いたいのは、クーポンだと配付にお金がいっぱいかかるということですが、今回現金ということなんです、当町においては事務費が幾らぐらいかかるのか、もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

次、前議員も聞いていた公営住宅の低廉化事業に対する補助金について伺いたいと思います。先ほど来のやり取りでほぼほぼ分かったんですけれども、まず第1点目は、なぜ今の時期にこの補正が6億8,000万もなされたのかと、その状況っていうか、そこを伺いたいと思います。

あともう一点は、事業名が低廉化なんですけれども、その低廉化に使わないで維持管理に基金として積み立てるという、そういうことは、議案でも、議会でも議案として通ったんで大丈夫だとは思いますが、そこで伺いたいのは、基金とする際に公共施設維持管理基金という、そういう大枠で住宅に特化されていなくて基金として積み立てるのに大丈夫なのかっていうか、大丈夫っていう言い方も変な言い方なんですけれども、その補助金の流用先っていうんですか、確実なのか確認お願いしたいと思います。

次、海岸漂着物に関して、何かまだ予算としては546万残っているということなんですけれども、そこで伺いたいのは、12ページの歳入の部分なんですけれども、県から2,000万来て

146万減額なったということですが、そこで、先ほど来の見込んでいた漂着物のあれが減った、その分の減額という捉え方でいいのか、それとも別の要因があるのか、その点1点確認と、もう一点は、漂着物等となっているもんですから、お分かりでしたら、どういった、先ほど前議員の質問にもあったように海藻、しけですと海藻、その他いろんな漂着物あると思うんですが、主な漂着物の種類は、確認している状況でよろしいですので、どういったものが打ち上げられてしまうのか。何せ今、海をよくプラスチック云々で騒がれているごみのうち8割は陸からたどり着いているものということもありますので、その点種類等を確認させていただきます。

最後1点、22ページ、カキ養殖とワカメ養殖の方たちに、この疫病の対応として補助が出ていますが、1億2,000万のうち700万減額になっていますが、その要因、養殖している方たちに、対象の方たち全員にその補助がなされたのか、その点確認と、もう一点は、補正ですので確認お願いしたいのは、昨今の海のやっている皆さんで、タコ漁は今年はどのような状況で始まったのか、その点簡単に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分とします。

午後0時02分 休憩

午前1時10分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長から、先ほどの答弁の一部を訂正したい旨の申入れがありましたことから、これを許可します。保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 先ほど及川議員からの御質問で、6ページの債務負担行為補正の総合ケアセンター南三陸施設管理業務について、前回との比較のところで2,000万円の増と答弁いたしましたが、200万円の増ということで訂正をさせていただきたいと思います。おわび申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 一般会計補正予算の質疑を続行します。

10番今野雄紀君の質疑に対する答弁を求めます。震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 全国募集の経費は含まれているのかという御質問、それから、あと内訳はどうなっているのかという御質問をいただいております。

今後、契約の関係もございまして、あまり詳しいところまではちょっと申し上げられませんが、公営塾、それから魅力化協議会の運営の業務、それから情報発信業務、情報発

信業務の中に令和4年度から全国募集の情報発信も含んでいきますので、そういった経費を含みたいと思っております。それから高校魅力化のコーディネーター業務というものを含んで、債務負担行為要求させていただいております。

それから、あとモデル校ということなので県から支援はあるのかということなんですけれども、こちらについては、町のほうからもモデル校ということなので、県のほうにも御支援をお願いできないかというお話はさせていただいているんですけれども、今のところ明確に御支援があるというお話はいただいております。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 先ほど今野議員からの御質問で、子育て世帯臨時特別給付金に係る事務経費について御質問がありました。経費全体としては400万を見込んでおまして、主なものといたしましては、システム改修料が313万円、そのほか振込手数料、印刷製本費、通信運搬費等になっております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 住宅費の補助金の関係でございます。なぜ今予算計上かということでございますが、起算日が10月1日となっております。そうは申し上げましても、当然ながら来年度の10月1日の低減化、低廉化の見込みを立ててございますので、新年度予算からは当初予算で計上させていただき、確定した後に補正という形を取りたいと思います。

それと、あともう一点、基金の用途ということで御質問がございましたが、先ほど8番議員からの同様の御質問がございまして、総務課長のほうから御答弁をさせていただいておりますので、私のほうからの答弁は控えさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（糟谷克吉君） それでは、海岸漂着物の処理委託に係る補助金の質問でございます。

まず1点目、補助金の減額の要因ということでございます。昨年に要望をしておりますけれども、簡単に言うと、国から満額つかなかったということでございます。補助金の要望の仕方の流れを申し上げますと、令和3年、今年分については令和2年度に、昨年度に令和2年から3年前ですか、29、30、元年と3か年の平均で要望いたします。県においてそれを、沿岸市町村の合計をまとめて国のほうに要望すると。国のほうが3年度になって交付の内示をよこすというところで、宮城県に対する金額が満額落ちなかったと、落ちないというか、つかなかったということで、県のほうで調整して市町村の要望した金額を減じて交付決定をす

るというような流れになっています。うちのほうの当初予算ではその要望額を計上しておりますので、減らされた分を今回減額ということでございます。来年幾ら集まるかっていうのも分からない状態でおりますので、3か年の平均で要望してつかなかったというところがございます。

それから漂流物ですね、漂着物でございますけれども、種類としましては、流木、それから漁具です、網とかロープ、浮き玉、たるなど。それからペットボトル、それから発砲スチロール、プラスチック類、海藻、草類ということで、こまいデータはないんですけれども、一番は漁具が多いというところがございます。人工物、人の手で作った物が4割、自然物が約6割というふうな比率になってございます。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） 補正予算書の22ページの水産業振興費ですけれども、コロナウイルス、カキ、ワカメ対応の給付金の700万円の減額の要因はということについてなんですけれども、まずもって、当初に予算を立てる前に、ワカメ、カキとも、どれぐらいの件数があるだろうということで数字を出して、それに対して予算を割り振ったんですけれども、まず、カキの支給額につきましては当初見込んでいた金額が86件、それに対して予算額が1,220万円、ワカメにつきましては412件、予算額が5,875万円という予算立てをしてまいりました。それに対して実績が、カキにつきましては63件で1,030万円、ワカメにつきましては370件で5,365万円ということで、差引き700万円の残という形になりました。

その要因は、今回のコロナ、カキの給付金につきましては、南三陸町内のカキ養殖業者で水揚げしたワカメ、カキを宮城県漁協を通じて販売したものの、それから、令和3年1月から同年5月までの間にワカメ、カキの税込み水揚げ額が前年同月比で20%以上減少した月があること、それから、令和2年度中の水揚げ額が30万円以上であることという条件がございまして、この対象から外れた方々がいらっしゃると。その金額が結果として残金になったということでございます。

それから、もう一点、今年度のタコの状況はということですが、水揚げ量が、これ4月から11月までなんです、今年度は32.4トン、前年度は127.5トン、前年比25%ということになります、金額に換算いたしますと、令和3年度は9,600万円ほどになっておりまして、令和2年度8,340万円ほどを上回っておりまして、115%ほどの結果となっております。水揚げ量が減ったにもかかわらず、金額的にはかなり高値で推移したというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、高校魅力化について再度確認したいんですけども、そこで伺いたいのは、先ほどいろんな事業の中で情報発信というのがあったんですが、これに関してももう少し詳しく説明いただければと思います。

あと、モデル校事業ということで、県からのいろんな支援というのを、今のところは交渉しているけれどもないということなんで、そこは分かったんですけども、その交渉の見通しているか、感覚っているか、もらえそうなのか、それともそのままなのか1点と、もう一点は、モデル校ということであれなんですけど、これ関連になってしまうんですけども、現在中高一貫でやっているんですけど、それに関する補助的な支援っているのは現在でもあったかどうかの確認もお願いしたいと思います。

あともう一点、魅力化の中で、先ほど体育館の改修等の話が出ましたけれども、もう一点確認したいのは、全国募集の際に女子の高校野球云々という話も出ている関係、当町には、町長いつも説明しているように、立派なグラウンドがありますが、高校のグラウンド等の整備っているか、そういったことも考えられているのかどうか、その点確認させていただきます。

あと、子育ての給付金に関しては、約400万かかるということで分かりました。それが高いのか安いのかは私は分かりませんが、ちなみに、クーポン等での給付の試算等をしていましたら幾らぐらいかかるのか、していなければよろしいですけども、その点確認させていただきたいのと、あと、今回、議会始まる前にこの補正を先にしてしまうのは、なるべく早くこの給付金を配りたいという、そういうことでの審議なんですけど、そこで伺いたいのは、さきのお話によりますと、当日クリスマスのケーキが買えるような時期にさきの予定のように配れるかどうかの確認をお願いしたいと思います。

公営住宅に関しては、先ほど前議員の説明でしたということなんですけど、そこで確認したいのは、低廉化の補助金としてきて、それを維持管理に回すという、そういうことは分かったんですけども、そこで基金のほうなんですけど、基金名が公共施設維持管理基金となっている関係上、その内容がいろいろな公共施設の中の公営住宅という、そういう枠組みなんですよけれども、そこで伺いたいのは、6億ものこのお金を住宅のための改修、その他維持管理ということで特化しているんですか、この名目上、分類等はなされているのか、それとも一括で基金という形にしているのか、その考えを伺いたいと思います。

あとは、こういった何億もの基金の関係で、年金のような運用があると思うんですけども、その方法はどのようになっているのか、そのまんま積んでおくのか、何か安全的な投資なり

なんなりで有効に活用しているのか、その点確認させていただきます。

海岸漂着物に関しては、さっきの聞いていたときは私分かったような気したんですけども、県で3年平均の見積りで出して、その見積りの分の当年度分が県の見積りっていうか、来る分よりも、何ていって、全体……減ってしまったということなんですね。県からの補助金が減額なった分、当町のほうのこの補助金も、まあ返すって言ったらかわいいですけれども、それで減額するというので、減額しても何ら漂着物の回収にはまだ予算もあるようですし、今後続けていけるのかどうか、再度確認させていただきます。

あと、漂着物に関しては、詳しくいろんな人工的な物、そうじゃなく自然物あったんですが、当町において、こういった行政で回収する方法でやっていますけれども、いろんなテレビ、ラジオ等でビーチクリーンみたいな有志、NPOとか、そういった活動も全国でなされているみたいですが、当町においてはそういった機運っていうか、何ていうんですか、流れっていうか、動きみたいなものが、突然であれなんですけれども、あるかどうか確認させていただきます。

次に、カキとワカメの養殖に関しては、1億2,000万のうち700万減ということで、先ほど課長より丁寧な説明ありましたが、そこで、考え方を逆、見方を逆にすると、その700万減った分、水揚げ高が、要は被害を受けなかったっていうか、減らなかったという、そういう捉え方でよろしいのかどうか確認させていただきます。

あと、タコの件に関しては、水揚げは少ないけれども金額が同年以上だということで分かりました。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） まず、情報発信についてもっと詳しくというお話でございます。ウェブサイトの運営、それから全国募集に関して、来年6月から合同説明会というものがございますので、そういったところに出向いて説明をしたりとか、それから既存でやっていますけれども志高通信とか、そういった町内外に対しても発信する業務を入れていきたいなというふうに思っています。

それから、モデル校ということで県からその支援いただけそうなのかどうかと、感触ということなんですけれども、こちらちょっと私のほうから答えるお話でもないのですが、ただ、全国的な傾向として言えるのは、高校魅力化に取り組んでいるのは、あくまでその地域、各自治体で取り組むというのが基本になっています。なので、県のほうが積極的に財政支援しているっていう例は全国的にかなり少ないと、そういったこともあって宮城県さんのほうで

御検討いただいているのかなと思います。

それから、中高一貫の補助的支援というのは、すみません、そちらは教育委員会のほうからお答えさせていただきます。

それから、女子野球の関係で高校のグラウンドを整備するかどうかということなんですけれども、そちらは考えてございません。あくまで県のほうの敷地ということになってきますので、町のほうから財政支援かけてやるということは考えていないと。まあ練習としては、基本的には松原グラウンドであったり、平成の森の球場であったりというものを活用していきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） それでは、中高一貫の部分で御質問がございましたので御説明させていただきます。

中高一貫教育につきましては、枠組みに町も参加しておりますけれども、基本的には県教委の事業ですので、予算的には県教委が賄っているということです。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） クーポンの事務費については、まだ試算のほうは行ってないような状況であります。

それから、給付金の支給についてですが、令和3年の9月分の児童手当支給対象児童及び現在までに生まれた新生児に係る分につきましては、現時点では12月24日には順次支給というようなことで、今急いで事務手続を行っているところです。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 公共施設の基金の関係ですが、多分この基金条例つくるときに説明等を、多分議員もいたとは思いますが、災害公営住宅だけというんじゃなく、幅広く活用できるようにということでこういう名称になりましたし、分類も特には致してはおりません。その基となりましたのは公共施設総合管理計画ですか、あれが29年だったと思うんですが、策定した際、今後40年に係る改修等の費用が200億弱かかるといったようなことから、そういったものに充てるための幅広い目的でこの基金を条例化したということです、そこは御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（三浦 浩君） 基金の運用については私のほうから答弁をさせていただきます。

公共施設維持管理基金においては35億のうち13億円ほど、その他の基金を含めると、全体で24億4,000万円ほどを運用に充てております。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（糟谷克吉君） 海岸漂着物処理委託の関係でございますけれども、今後続けていけるのかというところでございますけれども、8番議員さんの回答にも申し上げましたけれども、金額的には70トンの予定する量は処理できるということでございます。2年度が41トンでしたので、余裕を持って予算は取っているところでございます。

それから、ビーチクリーン作戦でございますけれども、当町で組織だったそういった団体はないんですけれども、行政区であったり、それからボランティア、有志の方々に御協力いただいて清掃活動などを行っております。その際には指定ごみ袋、旧ですね、古いごみ袋ありますので、それをおあげしてごみ拾い等をやっているような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大森隆市君） コロナウイルス、カキ、ワカメの給付金についてですけれども、700万円減額になった分は水揚げ高が減少したからかというようなお話ですが、逆に、そのほとんどの場合、対象外になってしまった理由は、前年度よりも20%以上の減になっていなかったということです。ほかにもいろいろあるんですけれども、ほとんどの場合は逆に減少したというよりも20%以内だったというところになります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体分かったんですけれども、再度魅力化に関しては、情報発信ということでウェブを使ってやるということなんですけれども、当町、交流人口拡大、その他関係人口拡大で、いろんな面で情報発信部分に力を入れているわけなんです。そういったやつとタイアップっていうんですか、何か関連づけてやることも可能なのかどうかだけ確認させていただきます。

公営住宅に関しては……子育て給付金に関しては、この議案が通れば速やかに事業を進められると思いますので、間に合うようにさせていただきたいと思います。

公営住宅に関しては、公共施設ということで大枠でのこの基金積立てなんです。これが果たして、疑るわけではないんですけれども、果たして別の公共施設等に流用、それも可能なんでしょうけれども、その部分、公営住宅等に減価償却のような形で担保できるような考えっていうんですか、何ていうか、そういうシステムっていうか、なっているのかどうか、その点確認したいのと、あとは低廉化の補助金ですので、当町では将来に向けてそういった

積立てをしているわけなんですけど、ちなみに、もしお分かりでしたら、ほかの自治体にも同じような補助金が下りていると思うんですけども、ほかの自治体では低廉化にも使っているかどうかという、そういう事案がもしお分かりでしたら伺いたいと思います。

あと低廉化事業の補助金なんですけれども、先ほど課長の答弁ですと、今年度分の申請ということであれしたんですが、低廉化の補助金自体、半永久的に続くのか、それとも何年とかがってお尻が決まっていっているのか、その辺の今後の状況っていうんですか、そのところを確認させていただきたいと思います。

海岸漂着物に関しては、課長の丁寧な説明で分かりました。

カキの養殖とワカメの養殖に関しても、私の聞き方が悪かったようで、要は、課長、先ほど説明あったように、被害を700万円分受けなかった、補助金の700万円分受けなかったという、そういう取り方で、言い方を変えれば、被害がなかったという、そういう認識でよろしいのか、かえって分からなくなったと思うんですけども、そのような形でワカメとカキの減額については分かりました。

○議長（星 喜美男君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 今の既存の情報発信と関連づけてっていうことなんですけれども、町のほうでいろいろ情報発信されていますけれども、どういった面と具体的に結びつけてっていうのは私のほうからなかなか難しいんですけども、一つ言えるのは、全国募集するに当たっての情報発信に当たっては、その学校のカリキュラムはどうだとか、野球がどうだとかっていうところもあるんですけども、地域の魅力っていうのをしっかり発信する必要があると思っています。ここをしっかりと発信していかないとなかなか、入学してもらったその先、卒業した後に町に戻ってきていただくとか、そういった先の目的になかなか到達できないのかなと思っていますので、そういったところをしっかりと心がけながら情報発信していきたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 基金の用途等についてですが、そもそも家賃の低減事業、低廉化事業は、家賃を低く抑えて設定しておりますので、既にその部分の還元は入居者にもう既に行っていると。その部分の町として負担した部分を補助金として交付されておりますので、ほかの自治体でそれにさらにとというのは、独自の低減化を図っているところはそれに使っているところももしかするとあるかもしれません。災害公営住宅の起債の償還に充てている自治体もあります。その辺は各自自治体の実情に応じた用途だと思います。

当町においては、いずれ災害公営住宅を中心として、一気に公共施設を建てたということもございますので、保全に関する費用が一時期に一気に必要となってくるということの備えで基金として積み立てておりますので、そこは御理解いただければと思います。

それと、何だったっけな……以上ですか、はい。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 低廉化の期間でございますが、管理開始から20年というふうに定めがございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。7番佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 19ページの戸倉と、あと名足の防犯カメラの関係で、それに関連した形でございますが、それ1件と、あとは台風19号についても伺いたいと思いますが、まず最初、防犯カメラについてですが、今回の補正に間に合わせるように私もいろいろ担当課のほうにはお願いしていたんですが、なかなかその期間が短くて、新年度予算になるというようなことのお話を聞いたんですが、中学校の駐車場ですか、下の駐車場、そこには照明灯がつくってということは要望して何とか予算が取れるってというようなことだったんですが、そのついていいですか、防犯カメラもあの場所は必要でないかなと思います。学校から大分離れていますし、最近父兄の方々も大分車で送り迎えしているような形でありますので、何かあった場合でもやはりその防犯的なカメラがあれば、一応管理も一部はできるのかなと思いますが、ただ、カメラ管理もされるほうも大変かと思うんですが、その辺も考えてもらえないかなと思います。

あと、台風19号ですが、今回の補正、工事請負費650万ですが、一般質問したときは大体今年度で終わると、そういうお話をいただいております。それで、この650万で大体終わるのかどうか、そして台風19号、総額的な金額は最終的にはどういう金額になったのか、もし分かるんでしたらお願いしたいなと思います。

あと一つ、私思うのは、防潮堤とか、いろんな工事やったとき、町で管理している道路、工事中に壊れた道路ですか、それは災害復旧費でやれるって言われていろいろ何したんですが、なかなかそれが難しく、こまいところは見られなかったってというような形ですが、今回も台風19号で道路等、大分車両で壊れている場所もあるわけでございます。その辺は今回のその台風19号の経費等でやれるのかどうか、その辺も伺っておきます。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） ただいまいただきました志津川中学校の下の駐車場の件

でございます。ちょっと私、事前に申し上げる際に舌足らずであったかもしれません。必要性は御指摘をいただいて感じておりますので、当初予算に向けて要求をしていきたいということで、要求は我々できるんですけれども、決定は我々、私ではできないので、鋭意頑張っ
てまいりたいと思います。

それから、あとカメラにつきましては、そこもちょっと、どの部分で必要なのか、そこに必要なのか、あるいは別な形なのかということも踏まえて検討してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 災害復旧工事のほうで3点ほど御質問をいただいたと思っております。

今回の補正で終わりかということでございますが、災害復旧工事に関しましては、今年度内の完了を目標としてございますが、今、台風19号災でいきますと、神割崎観光線のみがちょっと、国定公園の関係のほうでちょっと手続等のほうを今行っている状況でございまして、それが終わった後にちょっと発注ということになりますので、ちょっと正直申しまして、年度内というのはなかなか厳しいのかなというところでは考えてはございます。

それと、災害復旧費、19号災の最終的な見込みということでございますが、現段階でちょっと今手持ちの資料でちょっと、若干時点修正等ちょっとできていない部分もあるかもしれませんが、11億4,000万円ほどの見込みとなっております。

それと、災害復旧等に伴って、町道等歩いたときに亀裂が入ったとか、壊れた部分と、それをその災害復旧でできないのかということでございますが、なかなか因果関係がはっきりしないと、なかなかちょっと難しいということもございまして、基本といたしまして、壊れた部分を元に戻すというのが原則でございますので、その2つの点をもちまして、なかなか災害復旧事業の中で道路を、傷んだ道路を直すというのはなかなかちょっと難しいところかなというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 防犯カメラの関係ですが、日が短くなって、やっとそのときに気づくもんですから、防犯灯ですか、新年度になると日が長くなって必要ないってようなことも思われますけれども、やはり今の時期はぜひ必要ですし、帰り見ますと車の数も多いですし、大分暗くなっている場所に子供たちも車を待っている状況が見受けられますので、ぜひ必要でないかなと思います。町長、その辺ひとつ考えていただきたいなと思いますが。

あとは、その防犯カメラについても、先ほどもお話したんですけれども、大分車寄ります。

迎えに行っている車止まっているのに、あと万が一違う車がぶつかったりなんざりする可能性も考えられるんでないかなと、そういうことについても、カメラ等もあれば、何ていうんですか、物事をあまり大きくしないで済む傾向もあるんでないかなと思います。学校近くにそういう場所だったらいんですけれども、大分下のほうですので、その辺考えていただきたいなと思います。

あと台風19号ですか、神割崎の分が残っているって、残る形だと。

あと歌津のあの道路ののり崩れ、それは繰越しになるんでないかなと思うんですが、それは年度内に終わる形ですね、その件と、あと見込みが11億4,000というんですが、後で構いませんが、国債費と、あとは地方債と一般財源っていうような形あるようなんですが、その内訳、後で構いませんので分かる……今、今分かりますか。後で構いませんので、内訳お願いしたいなと思います。といいますのも、この頃入谷小学校の子供たち、防災マップをつくるために入谷地区っていいですか、台風19号で被害を受けた地域を回っております。それで、これぐらい1日雨が270ミリっていうことですか、12時間で降っていると。そして時間、3時間の間に130ミリ降ってこれぐらいの、台風の影響でこれぐらいのお金が一瞬で飛んでしまったっていうようなこともいろいろ教えていく必要もあるんでないかなと思いますので、その辺兼ねて、後で構いませんのでお願いしたいなと思います。以上です。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 11億4,000万、これは公共土木施設ということでございますが、財源につきましてはちょっと今手元にはございませんので、では後ほどお知らせをさせていただければと思います。

それと、あと柘沢、町道柘沢線のほうも、今、業者さんのほうとその辺の調整等々取ってございまして、その辺の年度内に終わる、終わらないと、確かにちょっと微妙なところではあるんですが、今のところ業者さんのほうから年度内に完成できないという明確なお答えはちょっといただいてございませんので、ただ、今後の進展次第という部分もございまして、ただ、当課といたしましては、あくまで原則年度内終了ということを目指して進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会は答弁いいの。よろしいですか。答弁。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（菅原義明君） 御心配いただいている点は重々理解の上、何とか要求のほうをしっかりとさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。1番伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） いろいろと随分質問出ましたが、私のほうからは、6ページの債務負担行為補正について再度確認させて、1点確認させていただければと思います。

事項と限度額については質疑出た内容で理解しております。

役場本庁舎施設管理業務、歌津総合支所施設管理業務、総合ケアセンター南三陸施設管理業務についてなんですが、この期間なんですが、令和3年度から令和6年度ということでこの3件とも記載されております。ちょっと私の聞き間違いであれば申し訳なかったんですが、担当課答弁の中では、3年間、令和4年度からと回答があり、この令和3年度から令和6年度まで4年間なのか、補正ですので、今後3月までの期間も含めて令和3年度が含まれているか、その辺を1点確認できればと思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） 実質の契約期間とすれば4年度から6年度と、3か年という形になります。

○議長（星 喜美男君） ちょっと分かんないだろうな。総合支所長。

○歌津総合支所長（三浦勝美君） まず予算については、会計年度独立の原則というのが、単年度で収支するというのが町の、国の予算でもそうなんですが、そういう原則があります。債務負担行為はその特例として、年度をまたいだ事業を執行するために皆様から議決をいただくというような制度でございます。それで3年度から6年度とあるのは、4年度1日、4月1日からこの管理業務が始まってしまいますので、そのための契約行為とか、入札行為とか、そういうものを事前に、3年度から開始させていただきたいと、執行させていただきたいという制度でありますので、今回のこの補正で計上させていただいたということであります。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第37号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第37号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第37号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に対応し、未就学児に係る被保険者均等割額の減額など、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） それでは、議案第37号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について細部説明させていただきます。

上程いたしました今条例は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、関係政令の整備に関する政令が公布されたことにより、町長説明のとおり、地方税法等が改正され、国民健康保険税条例の改正が必要となったものであります。

議案書2ページをお開き願います。

改正条例案を御覧ください。

主な改正は、ページの中段、数字の2、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内から始まります項を第24条に追加するものであります。

議案関係参考資料2ページを御覧ください。

改正の内容といたしましては、子育て世帯の負担を軽減するため、6歳以下の未就学児に係る被保険者均等割の10分の5を軽減することとするもので、併せて条例中の規定の明確化による文言の整理、適用条項の条ずれなどを改正するものであります。

軽減となる均等割につきましては、3の未就学児被保険者均等割額の軽減の表を御覧ください。

国民健康保険被保険者全員に課される均等割として、医療保険分の基礎課税分と後期高齢者支援課税分があります。この2つの均等割について、未就学児分として課税されている額の

半分の額の軽減を行うものであります。

具体的な金額といたしましては、表の左の列、アの7割軽減を受ける世帯では、基礎課税分の7割軽減後の額が表の中ほどにあります。7,800円です。この額に対して、今改正で規定する未就学児軽減額は3,900円とし、一番右の未就学児の課税額が3,900円となるものであります。後期高齢者支援課税分についても同様に、7割課税軽減後の額3,000円に対し未就学児軽減額は1,500円で、残りの課税額は1,500円となります。

以下、イ、ウ、エは追加する条項の第24条第2項の各号に一致するものとなっております。

また、3ページから16ページまでは条例新旧対照表となっておりますので御参照願います。

なお、この条例の施行日は令和4年4月1日としており、令和4年度課税分から適用するものであります。

以上で細部説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。

1点お伺いいたします。

これを導入することによって未就学児の世帯は優遇されるわけですが、当町として何名ぐらい該当になって、金額で幾らぐらいの割になっているのか、計算しているのであればお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 実際には来年度からの課税になりますので、現時点、3年度で適用した場合というところになります。対象児童数は131名、対象世帯数は84世帯となります。軽減となる金額につきましては202万円という試算が出ております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、この額というものをPRですね、各家庭、毎戸にどのような知らせ方を、広報等にしていくのか、お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） これにつきましては、来年度、国民健康保険税を課税する際に自動的に計算されるというところになりますし、今年が例えば7割軽減の世帯に該当しても、来年該当するかどうかは分からないことですし、実際には来年度の課税のときに幾らになりますということで課税明細が届きますので、それで認識していただけるものと思っております。

す。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

今、課長の説明で、当町で220万のこの保険税が軽減になるということなんですけれども、202万、そこで伺いたいのは、来年度からその202万減った分っていうんですか、何て表現したらいいのかわかんないんですけども、その分、今回のこの条例を改正するに当たっての法案なりなんなりで、その軽減になった分の補填って言ったらかかしいですけども、そういったものがあるのかないのか。単費であれば全額あれなんでしょうけれども、その点確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） まず、この条例改正が成り立った背景には、全世代対応型の社会保障制度ということで国が行うというものでありまして、国費が入ります。内訳としましては、2分の1が国、4分の1が県、それから町というところになります。実際には、町の分については一般会計からの繰入金という形で措置するというので、国民健康保険税の中からそれを補うというものではありません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、今の課長の説明ですと、2分の1の2分の1だから50万、町であれするって、そういう捉え方でいいんだか、ちょっとわかんないんで、そのところをもう少し私でも分かるように説明していただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 実際に100%国費、県、町で補っていただくというところの内訳で、国が2分の1持ちまして、県と町が4分の1ずつ持つというところで100%になります。

（「県、今県言った」の声あり）はい。（「分かりました」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ほかにありますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第38号 南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第38号南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第38号南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令による関係政令の一部改正に対応し、出産育児一時金の額について改めるため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 議案第38号南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料17ページをお開き願います。

南三陸町国民健康保険条例新旧対照表になります。

上程いたしました今改正条例は、出産育児一時支給の根拠としている健康保険法施行令の改正により支給額が引き上げられることとなったため、南三陸町国民健康保険条例第4条に規定する出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に4,000円を増額する条例改正を行うものであります。

改正条例の施行日は、健康保険法施行令の施行日と同一の令和4年1月1日とするものであります。

なお、この改正に併せまして、第4条のただし書に規定する規則で定めることとしている加算額につきましては、加算の条件としている産科医療補償制度負担金が令和4年1月1日から4,000円減額となることから、加算額を加えた実質の支給額は現行と変わらず42万円となります。

以上で細部説明を終わります。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。

1点お伺いします。

出産育児金が40万4,000円から40万8,000円に4,000円上がるっていうことで非常に喜ばしいことなんですけれども、さてさて、当町は出産数が非常に減って困っております。それで、この4,000円上がったことはいいんですけれども、町独自の施策として、少子高齢化に向けて私は度々言っております。女の人は出産するっていうことはすごく大変な、一生涯かけて大変なことでございます。そしてその後、生まれた後もお金がかかるわけなんですけれども、その辺の、町の宝を産んでもらうので独自施策を考えていただけないか、その辺町長に御答弁をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 出産のみならず子育てについては、これまでも様々な政策を提案をさせていただいて、議会の議員の皆様方にもお認めをいただいて政策展開をしているというところでございますので、政策の内容等については篤と及川議員も御承知のことというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それ、内容は分かっているけども、今これだけ40万8,000円、国庫から出産すれば保険から出るっていうことなんですけれども、その以外に、町の宝を産んでもらうので、独自施策として1人産んだら幾ら、2人産んだら幾らっていうようなお考えを持ってないでしょうかっていうことをお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それは、及川議員よく、さっきも言いましたように、お一人出産でお幾ら、お二人目でお幾ら、3人目でお幾らっていうことで数字、これまでも議員の皆さん方篤と御承知のはずだというふうに思います。そういうふうにして私どもは子育て支援ということでこれまでやらせていただいておりますし、子どもの医療費助成にしても、宮城県内で早い時期に18歳の子供たちまで、高校生まで医療費無料ということでやってまいりました。それから任意予防接種についても、ロタとか、おたふくについてはもう無償化もしています。それから保育料の利用者負担の軽減、これは全階層の年齢制限を撤廃して平成29年から展開をしておりますし、放課後児童クラブも設置をしております。それから先ほど言いましたように、子育て応援券事業も平成28年からやっておりますし、給食費の補助については県内で先駆け

て南三陸町は展開をしているということです。それから併せて、フッ素塗布事業の拡充についても1歳半から3歳までということでやっておりますので、県内で子育てのそういった支援事業ということについては、私が言うのもなんですが、県内では先進を走っているというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今お話しされたことは重々承知しております。私は、この出産手当という、1人生まれたらって、出産祝い金、報償費になるか、その科目はまだですけれども、生まれる子供に対してお祝い金を出せないかっていうことを聞いているんです。いろいろる今申し上げたことはやっていることは承知しております。そのことをもう一度伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、説明させますが、お一人目で幾ら、2人目で幾ら、3人目で幾らって及川議員分かっているって言っていますけれども、分かっていないと思いますので、保健福祉課長から答弁をさせます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 子育て世帯応援券といたしまして、お子さんが生まれたときには、第1子で3万円分の応援券、第2子で5万円分の応援券、第3子以降は10万円分の応援券、それから小学校入学予定児童に関しては一律1万円の応援券を支給させていただいております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今回4,000円上がるってということなんですけれども、そこで伺いたいのは、前議員の後、町長の子育ての熱い施策の説明で分かったんですけれども、そこで改めて伺いたいのは、分からないから伺うんですけれども、例えば、当町で今子供が生まれた場合になったって言ったら表現はあれなんで、生まれた場合に、大体、その個々人のケースもあるんでしょうけれども、平均的に幾らぐらいかかるのか。もし試算っていうか、お分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） ちょっと厳密な資料ではないですけれども、元年の全国で公立病院で出産された場合の費用につきましては、平均44万円というふうに言われております。令和2年度、南三陸町で給付した対象者について平均を取りますと、50万円ぐらいの金額に

達するということでありまして、実際には正常分娩と異常分娩というのがありまして、医療が適用になる場合は実は自己負担が少ないというような内容もありますので、ケース・バイ・ケースでその金額前後するというような内容になります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 病院に払う分のお金はこういった形なんでしょうけれども、その他もろもろかかると思うんですけれども、そこで伺いたいのは、今、課長より答弁あった50万ぐらいという答弁あったんですけれども、先ほどの町長の答弁からすると、1人目の応援券が3万円ということでした。そこで出来得るならば、1子目から係る費用に40万プラスなるべく近づくような形で応援っていうか、支援考えられないのか、その点伺っておきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） まず、国保からという点につきましては、基となりますのが健康保険法というところになりまして、これは国民健康保険だけではなくて、全ての保険がこれに準拠して支給するというところでありまして、町民の中には実は国民健康保険のほうが少ないというところがあります。ですから、他の保険等と足並みをそろえる必要はあるのかなというところでありまして、国保だけ突出して高い金額というのは設定しておりませんし、今後もそういった健康保険法に準拠した形で支給していくべきというふうには考えております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私がお聞きしたかったのは、その50万、42万を50万に近づけられないかという、そういう質問だったので、そういったところは今後の少子高齢化の対策の一環としてみていけないかと、そういう考えがあるかどうか確認したかったので、再度よろしく願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当該の出産に係る経費等含めて、全額こういった支援でということでの気持ち的には分かってはいるんです。ただ、果たして出産ってそれだけなんだろうかっていうことなんです。様々な考えがあるというふうに思います。それはやはりお二人の愛の結晶として生まれてくるわけですから、そういった中でお互いに愛情を注ぎ合いながら子育てをしていくということが私は尊いことだと思いますし、その中で係る経費、全額じゃあ公費っていいですか、そういうので賄うのかということになると、これはいささかどうなのか

なという思いはありますので、そこは今この場所で言われたからすぐやるとか、やらないとかでなくて、そういうものだと、基本的な考え方はそういうもんだらうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時35分といたします。

午後2時15分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長が退席しております。

日程第7 議案第39号 南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第39号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第39号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、本町の災害危険区域内の土地の地番表記の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第39号南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

議案書6ページをお開きください。

南三陸町災害危険区域設定条例の一部を改正する条例を別表のとおり制定するというものがございます。

提案の理由といたしましては、災害危険区域内の土地の地番表記の変更に伴い、所要の改正を行うものがございます。所要の改正と申しますのは、全体の災害危険区域の範囲は変更はございません。その範囲内での合筆、分筆に係る地番の変更を今回上程をさせていただいておるものがございます。

改正後の条例第2条の表につきましては、7ページ目から57ページ目までに添付をさせていただいております。

続きまして、議案関係参考資料の18ページを御覧をいただきたいと思っております。

議案関係参考資料の18ページから27ページまでにつきましては、現行の条例に記載されている地番、それと今回上程をしております改正案ということで、変更となる地番ということで対比表にさせていただいております。その対比表が18ページから27ページまでとなっております。

それと28ページを御覧いただきたいと思っております。

28ページ以降は大字単位の災害危険区域図を添付をさせていただいております。28ページは志津川地区、29ページにつきましては戸倉地区、30ページにつきましては歌津地区の災害危険区域の区域図を添付をさせていただいております。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 単純な質問なんですけれども、この志津川、戸倉、歌津の地図はあるんですけれども、災害区域には入谷がないのか。その辺、大船とか、そういうところではないのか。津波の行ったところがないのかどうかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） この条例は浸水エリアを指定するものではなく、震災後、防潮堤その他の構造物ができた後にシミュレーションという形で、今次津波と同じような規模の津波が来た場合に浸水するというエリアにつきまして、危険と思われる範囲を指定しているとい

うことをございますので、浸水域と、東日本大震災での浸水域と今回の災害危険区域のエリアが全く同じではございませので、その辺は御承知をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ということは、大船とかそういうところがないってことは、この浸水域、防潮堤のかさ上げたからそこまでは、前のぐらい行かないって解釈でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今、議員がおっしゃったとおりでございまして、防潮堤等が出来上がった後に同じような津波が起きたときに、どこまで波が行くかというのを基準に設定をさせていただいているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 2点ほど確認させていただきます。

まず1点目なんですけれども、先ほど課長の説明では、今回このようにいっぱい変更なっても、その範囲っていうか、面積っていうんですか、そこは変更ないという、そういう説明あったんですけれども、以前と同じ面積なのか、再度確認させていただきます。

あともう一点は、私もう少し勉強すればいいんでしょうけれども、この危険区域、今回表記になったわけなんですけれども、これらの土地の、現在どのように土地利用ができるのか。簡単に言うと、家は建てられないとか、そういったことの流れで、どういった形で利用可能なのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございます。範囲、面積に変更はないのかということでございますが、約666ヘクタールに変更はございません。

2点目は土地利用でございますが、今回の災害危険区域の指定につきましては、建築基準法の第39条に基づき指定をしておるものでございまして、主なものを申し上げますと、災害危険区域内に建築可能のものにつきましては、倉庫とか事務所というのは建てていただくことは可能でございます。住居は、これは建てることができません。それと、あと例えばですが、病院であったとした場合に入院施設を伴うような病院は駄目とか、あとはほかにもございますが、主なものを挙げますと、まずは住居としての建物は建てられないと。倉庫、作業場、事務所については建てられるというような内容となっております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第40号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第40号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第40号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、関係する内閣府令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 議案第40号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書59ページ、議案関係参考資料31ページを御覧ください。

本案は、町長説明にもございましたとおり、省令の一部改正を受けて行うものでございまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に規定する重要事項説明については、従来から電磁的方法により行うことが認められておりましたが、今後はほかの手續も併せまして新設する条項を根拠として電磁的

方法により行うことが認められるということになったという内容でございます。

以上、簡単ですが細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第41号 南三陸町東日本大震災伝承館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第41号南三陸町東日本大震災伝承館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第41号南三陸町東日本大震災伝承館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、南三陸町東日本大震災伝承館設置及び管理条例の施行期日について変更したため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） それでは、議案第41号南三陸町東日本大震災伝承館設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について細部説明をさせていただきます。

議案書は62ページでございます。また、議案関係参考資料39ページには新旧対照表を載せてございますので、併せて御確認をいただければと思います。

本案につきましては、町長提案理由でも申し上げましたとおり、また、さきの一般質問でも御説明をさせていただきましたが、当該施設に係る工事の延伸が見込まれることから、条例

の施行日を、つまり施設の開館日ということになります、令和4年4月30日までの間において規則で定める日から、令和4年10月31日までの間において規則で定める日に改正するもので、施行期日以外の改正はございません。

なお、当該施設の指定管理業務の開始時期につきましても、同様に令和4年10月31日までの間に始まるということが見込まれますが、指定期間のお尻、満了期間につきましても、当初の予定どおり令和9年3月末ということの変更もございませんので、申し添えさせていただきます。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番です。

1点確認なんですけれども、これ2回目で、当初は令和4年4月30日、それが6か月延びました。それ間違いなく今回はこれで行けるっていう確信ございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろ検討させていただいて、これまでには、この期日までには間違いなく開館できるということでの日程設定をさせていただいたということであります。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにもございますか。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 何点か確認させていただきたいと思います。

今回この10月の開館の変更によってなんですけれども、これまで4月30日を予定してきていた指定管理、その他工事以外でのソフト関係での経費っていうんですか、費用っていうんですか、それはどのようになっているのか。例えば、開館してしまうと、しまうって言うのであればなんですけれども、開館すれば本来なくなってしまう、完結する業務も、さきの質問で聞くと、ラーニング関係もいろいろ吟味しているということを知りましたので、そのところ、長くなることによって経費が増えたり減ったりする部分があると思いますので、そのところを簡単に御説明いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 現時点において工事以外の、いわゆる運用に係る部分の経費については準備段階にあるということございまして、始まりが少し延びてしまうということには

なってしまうんですが、その経費について現時点で増額ということは考えてございません。

また、この時期、10月ということで大分先ということになるんですが、ある一定の時期に見込みをお知らせすることによって、当然我々はそのに向かって準備を進めていくんですけども、このエリアには交通ターミナルなども入りますので、関係する事業者さんにやっぱり期日を改めてお知らせすることによって、そのに向かっての準備をしていただくということも、これ必要なこととなりますので、今回そういった意味も含めて設定をさせていただいているということですので、御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体そういった形で分かったんですけども、例えば、例にとると、私言ったように、指定管理料とかはどのような形になるのか。当然請けていただいた受注先っていうんですか、そこではいろんな運営するために、さきにもチラシで職員なり技術者のようなあれを募集しているのを見かけましたけれども、そういった人件面に関しては、例えば、指定管理が、オープンが10月だから10月分の割引、何ていうの、割戻しっていうの、そういったことも、民間等ですとできるんでしょうけれども、公設の指定なので、そのところを複雑になっているかもしれませんけれども、どのような形で現在っていうか、見通せているのか伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 指定管理について説明をさせていただきます。

指定管理につきましては、もう既に採用試験終わっておりますので、4月1日からの採用ということで指定管理先でもう人数、人も決まっているというところがございます。したがって、4月1日からの勤務ということになりますので、指定管理期間は10月からというふうになるんですけども、4月から10月までのこの間につきましては、その分今後の協議になるんですが、当初予算等での予算措置というふうなところでこれから協議をさせていただくというような内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今の説明で大体分かったんですけども、やはり10月だからといって急にそこから人っていうこともできないんでしょうけれども、そこで伺いたいのは、これは指定管理先のことなんですが、例えば4月から採用っていうか、お勤めなされる方たちの仕事っていうんですか、本来ならば指定管理としてこの伝承館を運営するはずだと思うんですけども、それができないことによって、その方たちは、例えば研修とか、待機とか、いろん

なことをされるんだと思いますけれども、その対処っていう、待遇っていうんですか、その働きっていうか、そこのところは、指定管理に出したんで、あとは指定管理先でいろいろな準備、その他するということなのか、確認をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（千葉 啓君） 当然、指定管理先のほうで業務を行ってもらうんですけれども、ただ、当然開業、開館に向けて、誘客に際する営業活動だったり、あとは当然開業に伴う研修というふうなものも必要であるというふうに考えております。多岐にわたって様々な業務っていうのは考えられるところですので、そこをやっていただくと。一番大きいのは、今お話しした学校、企業、旅行会社等への営業活動っていうのを必ずしなければならないですし、あとはいろんな施設のPR等を行っていくというふうな内容だと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第42号 東日本大震災による災害被害者に対する物品の譲与に関する条例を廃止する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第42号東日本大震災による災害被害者に対する物品の譲与に関する条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第42号東日本大震災による災害被害者に対する物品の譲与に関する条例を廃止する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、災害被害者の生活再建に資する物品の譲与について、初期の目的を達成したことから、その条例を廃止するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 議案第42号東日本大震災による災害被害者に対する物品の譲与に関する条例を廃止する条例制定につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書64ページ、議案関係参考資料40ページを御覧ください。

本案は、東日本大震災による災害被害者の生活再建に寄与することを目的に、仮設住宅の入居者等が仮設住宅を退居する場合において、当該入居者の申出により、エアコン機器、そのほか規則で定める物品について譲与してまいりましたが、令和2年度末までに全ての住宅が解体され、仮設住宅入居者等への生活再建に資する物品の譲与が完了し、初期の目的を達成したことから、東日本大震災による災害被害者に対する物品の譲与に関する条例を廃止するものでございます。

なお、議案関係参考資料40ページに、物品譲与契約件数等を掲載させていただいておりますので御確認いただきたいと思います。

以上、簡単でございますが細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ確認させていただきます。

参考資料40ページなんですけれども、各種エアコン、電気こたつ、暖房便座等出ていますけれども、譲与した物品ということで。そこで伺いたいのは、これら入居者に譲与したんでしょうけれども、そこで伺いたいのは、現在っていうか、これらの物品が譲与した以外に在庫っていうんですか、保管っていうか、そういった部分の物品はあるのかどうか。そして、それを今後の、何ていうんですか、払下げ等を検討しているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（高橋晶子君） 物品については現在はございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

関連でお伺いしますけれども、今の課長の答弁で、物品はないっておっしゃられましたけれども、戸倉の体育館に入れている物品などはそのままにしておくのか、幾らぐらいあるのか。今後、なぜ言うかという、今後いろんなところで災害があった場合の物資っていうことで支給できる可能性があると思いますけれども、その辺はどのようにしていくのか、関連でお伺いいたします。それはこっちなかな、管財。

- 議長（星 喜美男君） 管財。
- 8番（及川幸子君） 管財だと思うんだ。
- 議長（星 喜美男君） 管財課長。
- 管財課長（阿部 彰君） 戸倉の体育館に保管されている物品等につきましては、各課関連する担当課いろいろございますが、その担当課によって処分先……処分っていうか、使い道は変わってくるかと思います。
- 議長（星 喜美男君） 及川幸子君。
- 8番（及川幸子君） 今後の使われ方を今一緒にお伺いしたかったんですけども、その辺は、いろんところで、全国、今、災害が起きていますけれども、そういうところへの支援物資などを考えているのかどうかということです。
- 議長（星 喜美男君） 管財課長。
- 管財課長（阿部 彰君） 現在ある物品等の状況等にもよって変わってくるかと思いますが、よそに回せるかどうかというのは今後確認して検討していきたいと思います。
- 議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）
- ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。
- これより討論に入ります。（「なし」の声あり）
- 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
- これより議案第42号を採決いたします。
- 本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第43号 工事請負契約の締結について

- 議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第43号工事請負契約の締結についてを議題といたします。
- 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- 町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第43号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。
- 本案は、令和3年度町道小森熊田線道路改良工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決

に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第43号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書66ページをお開きください。

契約の目的、令和3年度小森熊田線道路改良工事でございます。

契約の方法、制限付一般競争入札による契約でございます。

契約金額、9,130万円でございます。

契約の相手方、株式会社丸正工業でございます。

続きまして、議案関係参考資料41ページをお開きください。

工事の概要を掲載をさせていただいてございます。

工事の場所につきましては、志津川字熊田地内でございます。

工事の概要でございます。

施工延長430.6メートル、幅員4メートルで、括弧書きで5メートルとございますが、側溝の内々ですね、俗に言う有効幅員と言われる部分でございますが、舗装幅が標準部で5メートルということでございます。道路土工1式、排水構造工1式、下層路盤2,660平米、上層路盤2,610平米、表層2,600平米でございます。

あと、入札の内容につきましては、4番から13番まで記載のとおりでございます。

工事の期間につきましては、本契約締結の日から令和4年3月31日までとさせていただいてございますが、後ほど3月議会におきまして繰越しの承認をいただいた後、完成予定は令和4年10月を予定してございます。

続きまして、42ページをお開きください。

42ページには本工事の平面図、43ページには標準断面図、44ページには工事請負仮契約書のほうを添付をさせていただいてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 1点だけ確認させていただきます。

先ほど課長の説明で、来年3月31日ではできなく、予定としては令和4年10月の完了予定ということで説明ありました。そこで伺いたいのは、さきに同僚議員の一般質問等で再三あったんですが、スタンドの前の仮設の橋っていうか、あれはいつ頃撤去なるのか。もう撤去……なっていないようなんで、その撤去がいつ頃になるのか、もしお分かりでしたらこの場で伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、当該仮橋につきましては、三沿道の工事で国交省さんのほうで設置をしていただいた橋ということでございます。撤去時期でございますが、県、それと国のほうと調整を取りまして、今回のこの小森熊田線の道路改良工事が終わるまで、現在のまま存置していただくということで調整を取ってございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第44号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第44号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第44号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度町道平磯線道路改良工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第44号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書67ページをお開きください。

契約の目的、令和2年度町道平磯道路改良工事でございます。

契約金額、変更前2億3,650万円、変更後3億7,026万2,200円、1億3,376万2,200円の増でございます。

契約の相手方につきましては、遠藤・佐千代特定建設工事共同企業体でございます。

続きまして、議案関係参考資料45ページをお開きください。

45ページのほうには、主な変更内容として掲載をさせていただいてございますが、この増工につきましては、用地交渉の進捗に伴う施工延長の増ということでございます。

主な変更の概要といたしましては、道路土工としまして5,600万円増、のり面工といたしまして3,700万円の増、排水構造物といたしまして2,000万円の増ということで、もろもろ合わせまして1億3,300万円の増ということでございます。

46ページをお開きください。

46ページのほうには平面図と、それと先ほど金額だけ御説明をさせていただきましたが、主な工種の減、当初設計というのは現契約でございます。変更設計というのは今上程しております変更契約に係る数量ということで、それぞれ増減を記載をさせていただいてございます。

47ページには標準断面図、48ページには工事請負変更仮契約書を添付をさせていただいてございますので、御確認をいただければと思います。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） まず、これ1億3,300万の増額でございます。今この平面図を見ますと、主に260メートルの両方合わせると延長です。この場所、この工事の財源内訳と、この場所をしなきゃならない、急いでしなきゃならないその理由をお聞かせください。というのも、横断1号線が、今、新しい議員は分からないと思うんですけども、以前この場所で4地区、歌津、志津川、戸倉、入谷の人たちで工事の綱引きがないように、財源不足もあるから何とかどれかを優先してくださいって言われたとき、みんなで、じゃあ横断1号線が先だねってというような経緯があります。そうした中でなぜこれを、多分社総交が入っていると思われま

すけれども、急いでやんなきゃないかって、我々とすれば、議会とすれば、横断1号線のほうにもっと予算をおつけしてやりたいっていう思いがあります。そういうところから、これを御説明願います。財源内訳も併せてお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当該工事につきましては、同じ社総交ではございますが、後に出てまいります蒲の沢2号線と同様に、同じ社総交枠ではございますが、こちらについては復興枠ということでございます。町の発注といたしましては令和2年度ということでございますが、国費のほうは今、明許となっておりますので、これを今回お認めをいただいて契約を確定させないと、要は、予算が来年度使えないというようなこととなりますので、今回変更契約として上程をさせていただいたというものでございます。（「財源の内訳」の声あり）

それで、事業費のほうの社総交枠としての補助率については65%でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） あとの残り、社総交が65%、あとの35%は何を財源充てるのか、もう一度お願いします。

それから、ここ復興枠って言いましたけれども、ここは災害とは関係ないんでないかなと思われるんですけども、これ、なぜ急いでここを、今、沼田のメイン道路があります。それが利用されているので、やっぱり横断1号線は生活路線でございます。そうしたことを考えると、これは我々から言わせると時期尚早で、そちらのほうに、入谷のほうにつき込んだほうがいいのではなかろうかなと思われましてけれども、もう一度、この残額の35%の内訳とここを急ぐ理由をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません。ありがとうございます。

財源の内訳につきましては、後ほどちょっと総務課長のほうから御説明をお願いをしたいと思います。

なぜこれ、まあ急ぐというよりは、大変恐縮でございますが、議員、当初契約等々、あと予算の段階で社総交の復興枠とはどういうものかというのは御承知だと私思っていたのですが、どうも御承知でないようなので御説明をさせていただきたいと思っております。

今回、平磯線と蒲の沢2号線外1路線につきましては、志津川地区の平磯であったり、荒砥であったり、そういった地区から、どうしても津波を受けますと、やはり防潮堤はできてございますが、被害を受ける可能性が高いということで、そういった浜々の方々が、そういっ

た災害時に海沿いを通らずに45号線まで抜けてこられるということで、復興枠ということで、ある意味その防災の観点等も含めて、優先的に整備されるべきものということでございます。

じゃあ横断1号線はいいのかということでございますが、それについても早急にやる必要があると町のほうは考えてございます。ただ、国のほうの財源が、社総交であっても復興枠と通常枠というのがございまして、どうしても復興枠のほうが優先されるということでございますので、再認識をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 復興枠の補助残分につきましては、復興事業扱いと同じでございまして、震災復興特別交付税が充当されているというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 浜から避難してくる道路を造るから復興枠だっておっしゃいました。しかし、途中まではそうであっても、既存の道路使うっていう方法もあります。今この図面ですと、新たに三陸道ののり面を切って新しく道路を造る。何かこの今使っているメイン道路が交通渋滞を起こして足りないとか、そういう問題があるんだったらいざ知らず、新しくこの今の延長の部分を含めて、新しくこれ、山を切り取っていくわけですね。そうするともちろん経費もかかります。私は、震災に遭ったその道路から早く逃げるためにつて、ただいまの論点がそうであれば、既存の道路、生活道路を広げながらしたほうが、沼田に上がった途中からここの、L180メートル、27からナンバー36、この区間のどこまで、あとは沼田に抜ける道路にぶつけていけば生活道路も幅広くなっていいのかなと思われるんです。最初からこの計画っていうのはできていたんでしょうか。なるほど、入り口は分かりますよ、避難、災害に遭っている道路だから。その先というものは、私はこれは億の金をかけてやるべき筋合いのものではない。もっと、むしろ今ある道路を広げたほうが利便性、生活に、直接町民の生活に直結するやり方だと思うんですが、いかがでしょうか、その辺。あとの35%は、なるほど、平磯から入ってくれば復興道路ですから、それは関わってくるのは当然だと思われるんですけども。使わなきゃない道路なのかどうかっていうことです。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変恐縮でございます。当該路線につきましては、予算の段階から必要だということで予算計上させていただいて、議会におきましてもお認めをいただいているものでございます。それにつきまして、今この場で必要、不必要というような御質問はちょっと、大変失礼ではございますが、いかがなものかなというふうに考えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 本当に、及川議員、少し物事分かって質問していただければ我々も素直に聞けるんですが、お金には色はついておりませんが、しかしながら、こういった社総交については、残念ながら2つの色がついております。さっき建設課長が説明したように、復興枠という1つの色、それから通常枠というもう一つの色がついております。及川議員が、今使っている道路を広げたらいいんじゃないかということについては、当然復興枠は使えません。したがって、財源はどこからも出てまいりません。そういった基本的なこと、基本的な考え方を、もう少し自分の頭の中で整理しながら質問していただければというふうに思いますので、先ほど建設課長が言いましたように、この事業については、もう2年前から議員の皆さん方の御承認をいただいて工事を進めてきているわけですので、今この場所で及川議員のような御発言されては、全く私は不本意だというふうに思っております。今までの御議論が一体何だったんだということになりますので、十二分にお気をつけながら発言をしていただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第45号 工事請負変更契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第45号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第45号工事請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、令和2年度町道蒲の沢2号線外1路線道路改良工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づ

き、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第45号工事請負変更契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

議案書は68ページとなります。

契約の目的、令和2年度町道蒲の沢2号線外1路線道路改良工事でございます。

契約金額、変更前4億150万円、変更後5億1,458万5,500円、1億1,308万5,500円の増でございます。

契約の相手方、株式会社阿部伊組でございます。

議案関係参考資料49ページを御覧ください。

こちらのほうには主な増額要因ということで記載をさせていただいてございます。先ほどの平磯線同様、用地の進捗に伴い施工延長を増するものでございます。

主なものといたしまして、道路土工6,300万円の増、のり面工1,300万円の増、排水構造物1,200万円の増、その他合わせまして1億1,300万円の増となるものでございます。

50ページをお開きください。

50ページのほうには、先ほど同様、平面図と金額だけさきに御説明をさせていただきましたが、主な変更内容の当初設計、現契約ですね、現契約の数量、今回の変更の数量ということで、それぞれ増減表を掲載をさせていただいてございます。

51ページには工事請負変更仮契約書を添付をさせていただいてございますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げて、細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8番及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。

これは最初から起点・終点が提示されていたから分かります、ここの延長は。ただ、この中で用地買収はほとんど済んでいるからやると思われますけれども、用買は終わっているんでしょうか、その辺。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ほぼ終わってございます。一部契約手続中のものはございますが、

内諾をいただいております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、この区間っていうのは280メートルの増ということで、先ほどのと違ってこれは最初から議会のほうにも起点と終点、ああ、あそこ全部なっているの分かるから理解できます。この1億1,000万、先ほどの主な要因ですね、主な要因、増額の延長と、ここを見てある、国道通って歩くのにかなりの土量が出るようなんですけれども、その土っていうものはどこに、利用するのか、そのまま駄目にしてしまうのか、利用すべき土があるのか、ところがあるのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 工区内でも切り盛りでございます。数字のほうを御覧いただけるとお分かりいただけるかと思うんですが、掘削土量3万5,000立米、盛土量2万8,000立米ということで、差引きいたしますと約7,000立米ほど残土が出るということでございますが、残土につきましては、仮置場といたしますか、今のところ使う見込みはございませんので、後々何かあったときに使えるように仮置きをしておくというようなことになろうかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、各漁港の仮置場が運んでなくなるわけですけれども、今後出た、こういうふうにして工事で出た土量の仮置場っていうのはどこに、どこを考えているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当然ながら、今後におきましては、民地を借りて置くということではなくて、今漁港の残土等につきましては清水小学校、戸倉小学校跡地に置くということにしておりますので、これにつきましても、当然その清水であったり、戸倉であったり、あとは場合によっては近場の町有地だったり、ちょっと今すみません、どこに置くかという詳細なものまでちょっと持ち合わせておりませんが、いずれにいたしましても、基本的には官地に置くということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、13日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、13日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。
本日はこれをもって延会といたします。

午後3時27分 延会